

## 令和4年度『さいたま市社会福祉審議会』議事録

- 1 日 時** 令和4年5月23日(月) 10時00分開会 12時10分閉会
- 2 場 所** ときわ会館5階大ホール
- 3 出席委員** 井原 弘美 大麻みゆき 大川野美子 大木 洵人 岡村 正美 小野寺信夫  
**(五十音順)** 梶川 義人 加藤シゲヨ 岸田 誠 木村 和孝 栗原 保 小谷野俊啓  
**・敬称略)** 清水 浩 鈴木 英善 鈴木真由美 須田あかね 関根 隆俊 高野 直美  
 田中 孝之 永富加代子 根本 淑枝 野口 英世 萩原 淳子 濱田 浩  
 半田 達也 古舘 幸子 保坂 由枝 山崎 秀雄 山本 光亮 依田 博之  
 以上30名
- 4 欠席委員** 岡村 洋彦 尾崎 康 加納 浩美 久保村康史 武田ちあき 浜野 洋子  
**(五十音順)** 播磨 高志 松本 辰美 松本 雅彦 柳垣 秀徳 山中 冴子 若杉 直俊  
**・敬称略)** 和田 伸悟 以上13名
- 5 出席職員** 細沼 寛 保健福祉局長 池田 喜樹 子ども未来局長  
 永島 淳 保健福祉局理事(福祉部長) 安部 健一 子ども育成部長  
 遠山 昭人 長寿応援部長 江幡 暢弘 幼児未来部長  
 齋藤 貴弘 福祉総務課長 黒田 安計 子ども家庭総合センター所長  
 吉田 亀司 生活福祉課長 工藤 賢一 総合療育センターひまわり学園所長  
 大久保貴至 監査指導課長 竹澤 幸雄 子育て支援政策課長  
 竹内 成仁 障害政策課長 栗原 ゆり 青少年育成課長  
 西渕 亮 障害支援課長 阿部 晴光 幼児政策課長  
 田中 兼一 国民健康保険課長 千葉 三文 のびのび安心子育て課長  
 清宮さと美 年金医療課長 松尾 真介 保育課長  
 田中 裕二 障害者更生相談センター所長 野田由美子 子ども家庭総合センター総務課長  
 遠山 博司 障害者総合支援センター所長 米山 一則 北部児童相談所長  
 飯塚 竹信 高齢福祉課長 長澤 和哉 南部児童相談所長  
 高野 一徳 いきいき長寿推進課長 向山 晴美 子ども家庭総合センター子ども家庭支援課長  
 石渡 友邦 介護保険課長 高山 充 総合療育センターひまわり学園総務課長  
 細川 史香 総合療育センターひまわり学園医務課長  
 宇土 幸雄 総合療育センターひまわり学園育成課長  
 矢野間貴広 療育センターさくら草所長
- 6 傍聴人** 0名(定員5名)

## 7 内 容

### 1 開会

### 2 挨拶

さいたま市長 清水勇人

委員出席状況

委員43名中30名の出席により会議が成立

### 3 さいたま市社会福祉審議会について

資料1により、さいたま市社会福祉審議会の概要について説明 [福祉総務課長]

### 4 議事

#### (1) 令和3年度さいたま市社会福祉審議会各専門分科会審議状況等について

資料2により、各専門分科会長、職務代理委員又は分科会所管課長から審議状況等の報告

- ① 民生委員審査専門分科会 報告 [分科会会長]
- ② 障害者福祉専門分科会 報告 [障害支援課長]
- ③ 高齢者福祉専門分科会 報告 [分科会会長]
- ④ 地域福祉専門分科会 報告 [分科会会長]
- ⑤ 児童福祉専門分科会 報告 [職務代理委員]
- ⑥ 児童虐待検証専門分科会 報告 [子育て支援政策課長]
- ⑦ 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会 報告 [子育て支援政策課長]

#### <質疑応答>

(依田委員)

全ての専門分科会について、どのような質疑応答があったとかということ、最小限度、羅列的でもいいのですけれども、記載が必要ではないかと感じております。実際の委員の発言について知りたいと思いますし、他の専門分科会の発言もどのようなものがあったのか理解を深めたいと思いますので、具体的な発言項目について、羅列でもいいので記載をしてはいかがでしょうか。

(福祉総務課長)

今回はこのような状態で記載させていただいておりますけれども、意見を踏まえまして次回につきましては検討させていただきます。

(小野寺委員)

審議結果に関する記述ですが、審査に関する部会以外の各専門分科会の審議結果が説明ですとか報告ですとか、質疑応答あるいは意見聴取ということが結果として書いてありますが、市民の立場としては、このような会議体が当初の目的通りに機能していることを評価することが関心事項の一つだと思います。審議した結果、どのような成果に至ったのか（例えば施策反映・追加・削除）をきちんと記述することが求められると思います。この点に関しての市の見解を求めるとともに審議会の成果をきちんと明記することをご検討ください。

(福祉総務課長)

先ほど依田委員からもご指摘がございましたが、意見の出た内容やどのような結果が導き出されたかということの記載につきましては、今後検討させていただきたいと考えております。

## (2) 令和4年度さいたま市福祉施策の主要事業について

資料3により、令和4年度さいたま市の福祉施策主要事業の概要及び予算額について説明

- ①保健福祉局福祉部の主要事業の説明 [福祉総務課長]
- ②保健福祉局長寿応援部の主要事業の説明 [高齢福祉課長]
- ③子ども未来局の主要事業の説明 [子育て支援政策課長]

## <質疑応答>

(保坂委員)

7ページのNo.1「一般介護予防事業」についてなのですが、ボランティア活動をするために場所の確保が困難と聞いておりますが、場所を確保するためにどのように支援をしていただけますか。

7ページのNo.2「認知症高齢者等総合支援事業」の認知症サポーター養成講座終了後の活動支援について、ボランティア活動とかサロン活動の紹介とか、シルバーポイント、アクティブチケットの説明はなされておりますでしょうか。以前私が参加したときは認知症サポーター養成講座が終わったらリングをもらってお終いという感じだったので、そのような色々な制度の説明をしていただければ知らずにいるセンターの方が多いのではよろしいかと思います。

同じ7ページのNo.3「地域包括支援センター運営事業」について、包括支援センターの場所が担当エリアから遠いということがありまして、住民の皆様もとても不利益を感じていらっしゃいます。チェックリストの方も包括支援センターまで出向かないと受けられないということがありますので、例えば路線を超える地域にある包括支援センターであれば、もちろん区役所もあるのですが、もう少し近くの公民館とかで月一回定期的に出張コーナーを設けて、そこでもチェックリストが受けられるとか、そういうふうにしていただくと不利益が少なくなるのではないかと思います。以上3点よろしくお願いたします。

(いきいき長寿推進課長)

まず一つ目でございます。介護予防のボランティア活動を行う上で場所の確保が問題になってい

るということで、今後の支援策についての見解を述べさせていただきます。一般介護予防事業におけるボランティア事業、ボランティア活動につきましては、主に、いわゆる「通いの場」という、高齢者が身近な場所で自主的に「いきいき百歳体操」等の活動を行う取組を、市として推進しております。

この通いの場には、昨年度の実績ベースで、約5,700人余りの方にご参加をいただいているところでもあります。会場につきましても、例えば自治会館、マンションの集会室、それから公民館等の公共施設、高齢者福祉施設、商業施設、オフィスの会議室、カフェ、お寺、神社など幅広い会場で、活動に取り組んでいただいているところがございます。この通いの場の立ち上げや活動の継続支援につきましては、「いきいきサポーター」という本市で養成している介護予防のボランティアの方が多く関わっているところがございます。

ご指摘のありました活動場所の不足につきましては、従前からご指摘をいただいていたところですが、このいきいきサポーターを養成する講座やそのフォローアップの講座の中で、地域のマッピング、地図上での活動可能な場所を探すグループワークのような取組を行うとともに、シニアサポートセンターに配置しております「地域支え合い推進員」が、様々な地域資源の情報収集等を行っていることから、こうした情報の共有や、活動場所の管理者との交渉などの支援を行ってきたところがございます。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ2年半ほど、通いの場の活動が休止することが多くなっております。また、活動場所の中で、特に高齢者施設の地域交流スペースなどの利用が大変厳しい状況となっており、自治会館や企業の会議室等も部外者の利用が許可されず、ボランティアであるサポーターの活動場所自体が減少しており、その確保に苦慮しているという声は市としても承知しております。

現時点では、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、会場確保は引き続き課題になるものと考えておりますが、地域支え合い推進員や参加者同士が有する、コロナ禍においても利用可能な会場の情報収集を積極的に行うとともに、既存の活動グループで受入れ可能なグループに関しましては、地域の新規の活動希望者の受け入れをお願いしていくなど、活動機会の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目のご質問でございます。認知症サポーター養成講座終了後のボランティア活動等の高齢者への説明についてでございますが、認知症サポーターの養成講座は全国統一の実施方法及びテキストに基づきまして、90分ほどの時間で、主に認知症の基本的な知識を正しく理解していただくための講座となっております。主に認知症と思われる方への声かけの方法などもここで学んでおります。講座の主催者も、地域の方々、団体、企業、学校等様々でございます。受講者も小・中学生から、企業の方、自治会の方等、様々な年齢や所属の方が対象となっております。このため、高齢者など特定の対象者に特化した活動や制度のご案内を、多様な主催者に対して依頼し、実施していただくことは難しいものと考えております。

なお、市では認知症サポーターステップアップ講座を開催しています。この講座につきましては、認知症サポーター養成講座を受講した方の中で、更に知識を深めて認知症の方や家族を支えたい、ボランティアとして活動したいという方を対象に実施している取組です。この講座には、高齢者の方の参加も多く、ボランティア活動等に関心の高い方にご参加いただいておりますので、共に参加

しているシニアサポートセンター、地域包括支援センターの職員の方から、具体的に受講者が住んでいる地域でのボランティア活動の状況や、サロン活動の紹介等を行っていただき、受講者が受講後に認知症カフェ等への参加につながるよう支援を行っております。

現状と認識についてお答えさせていただきましたが、ご質問の趣旨も踏まえまして、引き続きボランティア活動や健康づくりの活動の周知のあり方について、今後も研究・検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に三つ目のご質問でございますけれども、地域包括支援センターの設置場所につきましては市内を27の圏域に分けまして設置しておるところでございますが、受託法人のご都合にもよるところですが、基本的に圏域内での設置をお願いしているところです。地域包括支援センターでは、サロン等の機会を利用した相談や電話での相談、相談者の状況に応じて訪問による相談等、センター以外での相談対応も行っております。そのような対応も含めて、今後も相談しやすいセンターを目指してまいります。

(保坂委員)

事業対象者のチェックリストを受けるためには、地域包括支援センターに出向くか区役所の高齢介護課に行くしか認めないということになっているのですが、その点については今後改善することはあるのでしょうか。

(いきいき長寿推進課長)

チェックリストそのものに関しましても、まずはその前の段階のやり取りが必要だと思っております。まさにご相談をされるその方にとって、より望ましい形を見つけたいと考えております。

(小野寺委員)

1ページのNo.2の施策「安定した地域生活に向けた居住支援の推進」と4ページのNo.11「重度障害者等の就労支援事業」の施策についてご質問いたします。令和2年度で当初予算に対し、予算現額が増額されている。しかしながら、予算実績は当初の予算を下回った結果となっているのが、この二つの施策となっているわけなのですけれども、恐らくコロナの影響があったのではないかと思いますけれども、ウィズコロナの時代になってきたところですが、この当時の経験を踏まえて将来的に施策展開をする時にどういった考え方でやっていくのか、おそらくここで課題等が挙げられ進められてきたのかなと思いますので、指針等があれば教えていただきたい。

(生活福祉課長)

1ページのNo.2「安定した地域生活に向けた居住支援の推進」についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、生活困窮者支援の状況はコロナ発生前とは一変しておりまして、感染拡大防止対策を講じながら、支援を試行錯誤しつつ行ってまいりました。特に、令和2年度前半には、様々な経済活動の制限、施設の利用制限等の事情によりまして、不安を抱えた方からの生活相談等が増加いたしました。

そのため、本市では国の令和2年度第2次補正予算を活用いたしまして、生活が困窮している方へ

の相談支援員を増員して支援相談の受付体制を強化、それから住居を喪失する恐れのある方に対して居所の提供する経費について、予算を増額して対応いたしました。しかしながら、その後、令和2年度後半に入りますと、状況がやや落ち着きを取り戻し始め、相談や問い合わせの件数が見込みを下回ったため、実績として当初予算の範囲内での執行となりました。

このように、新型コロナウイルス感染症等を背景といたしまして、的確な見込みを立てることが大変難しい状況ではありますが、今後につきましても、住まいの確保は安定した生活を送るためには欠かせないものでありますことから、困窮している方を支援するため、活用可能な国や県、市を始めとする様々な制度、施策等に関して、新たな制度の創設状況や既存制度の改変状況等に留意しながら、また、本市内の感染状況の影響ですとか、経済雇用情勢の変化などを注視しながら、事態の推移に即した柔軟かつ的確な事業展開を進めていく必要があります、支援を必要とされる方に適切な支援が行えるよう、対応してまいりたいと考えております。

(障害支援課長)

4ページのNo.11「重度障害者等の就労支援事業」について、障害支援課の方からご説明いたします。

この事業は重度の障害者の方が在宅の就労中にも障害福祉サービスの提供が必要だということで、国の方に訴えてまいったわけなのですが、基本的には就労中に障害福祉サービスは利用できないという大原則がそれまでございまして、ただこれについては就労中においても重度の障害者の方は身の回りの支援が必要だということで、令和元年度に本市が全国に先駆けまして市の単独事業ということで実施をした事業なのですけれども、それまでの国への要望が実りまして、令和2年10月から、国が事業化を認めまして、要件等の一部緩和もあったものですから、この時点で対象者の拡大を見込んで、補正予算を継ぎまわしまして、当初予算より増やして事業に備えたわけなのですが、結果的には当初の予定の方がご利用いただいてそれほど増えなかったということで、結果的には決算額が当初予算額を下回ったという状況でございまして、こういった特殊事情がございました。

その後もこの事業については、順次対象者の拡大等充実に努めているところでございまして、引き続き拡大に努めてまいりたいと考えております。

(鈴木英善委員)

2ページのNo.5「ケアラー・ヤングケアラー啓発事業」についてですが、令和4年度で予算化しまして約400万円を計上しております。具体的には市民・事業者・関係機関に対する周知啓発事業となっておりますが、この金額で予算は大丈夫なんでしょうか。当市が全国的にいち早く取り組んでいるケアラー・ヤングケアラーの支援に関する事業の中で、もう少し手厚く予算計上していただいてもいいのではないかと思います。当市は先ほど市長のお話にもありまして、6月に議会に条例化を進めるということで、そういう体制づくりになっております。具体化していきますと、今後のニーズがある職員や教員に対する研修等も想定されますので、そういったことも含めて、今年度無理でしたら来年度以降手厚く取り組んでいただきたいと思います。

ちなみにマスコミ報道では、本年の5月8日の夜7時30分頃、NHKのニュース7で ヤングケアラー

の報道がありました。そういうことで非常に関心も高まっております。

(福祉総務課長)

委員ご指摘のとおり、先ほど市長の挨拶にもございましたけれども、この6月に「ケアラー支援条例」という形で提出をしてまいる予定で、準備を進めているところでございます。そうなるは一義的には条例制定というのがひとつの周知という大きな役割を果たすものと考えてございますが、それだけでなく市として周知啓発というのは図っていかなければいけないと考えております。

この予算の中にはリーフレット、ポスターを作るような形になっておりまして、先ほど主要事業の説明の中でもシンポジウム等というようにお話をさせていただきましたけれども、シンポジウムですと一過性のものというふうにも考えられてございまして、その対外措置といいますかそういったことについても考えだしているところでございます。若い人でもよく見ていただけるような動画配信ですとか、そういったものについても現在検討しているところでございます。いずれにいたしましても、効果的な周知啓発というのがどういったものかということ进行研究しているところでございまして、条例制定が終わった後に周知の方を図っていきたいと考えております。

(鈴木英善委員)

議会の条例の成立というのが大きなポイントではございますので、来年度以降、重厚に対策に取り組んでいただきたいと思っております。

次に2点目ですが、12ページ、子ども関連の予算、これをざっと私が集計しまして約94億円、これは福祉施策の6、7割になりまして非常に大きいということになります。しかしながら、未来を拓く子どもの多様な受け皿確保と待機児童の解消に繋がりますので、これは大いに有効に活用をお願いしたいと思います。是非、持続可能で市民の声を反映したものにしていきたい。

ちなみにマスコミ報道を出しますと、今年の5月8日のNHKの昼のニュースで、「待機児童ゼロ5年ぶりさいたま市」という報道がございました。また、東京新聞などでも43施設新設整備等で子育て支援型の幼稚園活用等をしていくという報道もございました。清水市長もお話しですが、次のようにありました。現状を楽観せず今後も多様な受け皿確保を図ってまいりたいと。私は委員として非常に安心できる発言だと思いますし、待機児童ゼロを今後ともさいたま市が維持継続していただきたいと思っております。

(子育て支援政策課長)

ただ今の鈴木委員の子ども未来局におきます施策へのご支持とご要望について、お答えをいたします。

子ども未来局といたしましては、本市の子どもや青少年に関する総合的な計画でございまして、さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プランに沿いまして、待機児童解消に向けた取り組みも含めまして、様々な施策を着実に遂行することによりまして、全ての子ども、青少年、子育て家庭の視点に立ちました支援策を引き続き展開してまいりたいと考えてございます。

(依田委員)

第1点は、コロナ禍でもって、保健所の機能の問題が話題となっております。新型コロナ感染症が爆発的に広まったということで、市民の健康と命が非常に危険にさらされた。入院が必要な症状でも入院が出来ない、コロナ病床の不足、救急搬送患者の受け入れが困難、通常の手術や治療が受けられない、自宅療養の感染者への調査や医療指導が届かずに放置された等々、医療崩壊ともいえる状況が繰り返されました。こうした中で、全国的にも保健所の激務に対する社会的な関心が非常に高まって重要性が認知されてきました。保健所の役割はそもそも感染症法に基づいて基本的な指針として次の5点が挙げられています。効果的なサーベイランス・感染報告、2つ対象者を適切な医療に繋ぐ、3番効率的な疫学調査の実施、4番感染症拡大の防止抑制、5番適切な保健福祉医療を提供できる体制の構築、この5つが基本的な保健所の役割の指針でございます。ところがですね、さいたま市の保健所の常勤職員については、2022年の5月、担当部署から資料をいただきましたが、医師3人、保健師48人、臨床検査技師1人、看護師1人となっております。保健師1人あたりの受け持ち人数は2万7847人であります。人口130万人を超える本市においては、保健所の専門職の不足は明白でありかつ深刻であります。そもそも、保健所体制が旧来から脆弱だったために、感染拡大期には職員の方々の非常に大変なご苦勞があつて長時間労働がありましたけれども間に合わない。あるいは他の部門から動員で乗り切ろうという体制もとられました。これも明らかに限界を超えています。限界を超えて機能不全状態に陥つたと思います。こういう状態の打開については、市民の目線から見て喫緊の課題だと思います。したがって私は、感染症の拡大に対抗する公衆衛生上必要な保健所の必置職員を増員するというのを、今年度明確にしていかなければいけないと思います。市民の中からは、これからも感染はあるし、後遺症も非常に深刻な問題だという指摘もあります。よって、保健所の体制を今申し上げたような立場でそういうふうに改善してもらいたいと思います。同時に、保健所は現在130万都市で一か所しかありません。旧来三か所の関連保健所がありましたが、統合して一か所になりました。保健所はこの段階で一か所増設して合計二か所の体制にすることが必要ではないかと思います。

(福祉総務課長)

本日保健部の方が出席していないものですので、後日回答させていただく形でよろしいでしょうか。【回答内容は別紙のとおり】

(依田委員)

市の職員録にありますようにですね、組織図上、本案件は当然保健福祉局の回答項目であるという認識で質問事項を予め出しましたし、当然議論されるものと思っておりました。非常に残念ですが、回答を後でされるということですから、誠意をもって回答をお願いしたいと思います。

2番目について申し上げます。福祉施設・事業所の休廃業・倒産の問題と介護問題です。しばらく前に分科会で質疑を申し上げました。この間どのくらいの休廃業が起こっているかについて、市の担当者は2021年1月から12月の期間で74か所の休廃業がございましたとのことでした。その数の休廃業は同時にそこで福祉サービスを受けていた人がそのサービスを受けられなくなる、つまり介護難民が存在するという問題であります。この問題の解決は、もちろん国の施策も関係があります

けれども、明確に市が日常的に民間事業所等に訪問し、そういうことが起こらないような体制づくり、あるいは援助というものが国ともタイアップして必要だと思っております。この点で、今後も引き続き介護難民等が困難な状況に陥らないように具体的な対策を求めたいと思います。

(介護保険課長)

委員からご指摘がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で休止となった事業所は令和2年度から令和3年度で76か所ございました。最も多かったのが、通所介護事業所、所謂デイサービスというものなのですが、陽性者が確認された場合には感染防止のために一定期間休止したという形で、数日から2週間程度休止したという話を聞いております。また、廃止した事業所は6か所ございました。これについて、最も多かったのが、同じく通所介護事業所の4か所という形で、新型コロナウイルス感染症の影響によって利用者減が理由という風に聞いております。所謂介護難民、サービスを利用している方につきましては、休止の時は事業所の方から例えば電話で訪問だとか、その時の感染状況によるのですが可能な限り対応していただきました。廃止となった事業所につきましては、ケアマネージャーさんにご尽力いただきまして、例えば他の事業所に移るなど対応させていただいたところですが、また、本市では持続化給付金とか雇用調整助成金など、事業継続のための支援体制について周知しております。その他、マスクや消毒液、使い捨て手袋などの衛生用品について配布し、感染対策を支援しております。今後もこのような形で感染状況を見ながら、支援してまいりたいと考えております。

(依田委員)

3番目は特別養護老人ホームの待機者ゼロの施策の具体化です。これは現在、特別養護老人ホームに入りたいと言って待機している人が、私の理解では、市の説明を踏まえて、最新情報は分かりませんが、770から780名に達すると思います。この問題について、私は旧来から特養ホームの整備をする予算をきちっと踏まえてつくって、その待機者をゼロにする対策を求めてまいりましたが、市の回答からは待機者はゼロにするということを2度ほどいただいております。ただし、ゼロにする内容とはいいますが、100名とか80名とかそういう通常の特別養護老人ホームの建設整備計画は、本年度はゼロであると。あるのは地域密着型特養ホーム、すなわち定員が1か所29名以下の特養ホームをつくるという、この地域密着型の整備を何か所整備するのかについては、2か所であるというふうにお答えになっています。これでは到底七百数十名の待機者を2023年度に解消できないし、今後の特養ホームの施策について大きな問題になると思います。そもそも特養ホームというのは、低所得高齢者が行く当てがなく家族的にも支えがなく、どうしても特別養護老人ホームでやらなければならないという事情が前提にあって、申込を行っている人でいっぱいです。これを放置するということは、福祉施策でありえないと思いますので、その点をしっかり旧来型の80名から100名規模の特養を建設する予算と計画を持つと同時に、あわせて地域密着型についても具体化してもらいたいと思います。

(介護保険課長)

本市では3か年ごとの計画で、さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、入

所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームを計画的に整備しております。平成27年度から平成29年度の第6期計画では1,200床のうち1,137床の整備が完了しました。平成30年度から令和2年度の第7期計画では3開所を目標とし、144床の整備が完了しました。その後整備を進め、令和4年4月1日現在では、75施設6,901床の整備を完了しております。その間の待機者ですが、平成27年4月の待機者1,970人について、令和3年4月には791人となりました。令和4年4月については埼玉県の調査中です。引き続き、対象者の解消に向け、整備を進め、令和4年度は2施設を整備する予定です。また1施設増床整備の予定が入っております。この待機者ゼロにつきましても、今までも我々としても課題として取り組んでまいったところです。引き続き待機者の解消に向けて整備を進めてまいりたいと考えております。

(依田委員)

お話にあったとおり、791人が待機しているということですね。それに対して、今持っている整備計画はそれに対応したものになっていないというのが実際です。新しく整備するということが同時に、空きベッドが二百数十あり、施設があっても職員が少ないから、利用者3人に対してケアラー1人の体制がないから空いてしまうと、そこに入ることができないという悪循環があり、この面も対策を立てる必要があると思うので、そういう色々な面からこの問題については指摘いただいて、特養に入れられない人々を一刻も早くなくすような対応を求めたいと思います。

次は保育所の問題です。保育所に対する待機児童と拒絶をされた人々の数の関係です。本年度は新規に9,431人が利用申し込みをしましたが、それに対して7,677人の人が利用できることとなりました。それ以外の人は1,754人で、そうするとこれは申込者5人に対し1人の児童は入所できないという実態があり、待機児童ゼロというのは事実と異なります。新聞報道されたさいたま市の待機児童ゼロというのは間違ったものでありますことを指摘したいと思います。さらにさいたま市には公立保育所は現在61か所ありますけれども、これを半減するということを発表しております。子どものご婦人の方々からご意見を聞きましたけれども、さいたま市の削減計画は、10歳児以下の流入が全国1位というさいたま市において、市民の願いに逆行するのではないかと、半減計画はやめて公立保育所の数は維持してくださいという意見をいただきました。今後も公立保育所は潰さず、民間保育所にも力を貸し総合的に発展させることが大事だと思います。ある民間の保育所の方は言っておりました、大きい小さいはあるけれども、みんな保育士の方は低賃金のなかで一生懸命保育をやっているんですと。5人に1人の児童が入れないというのは大問題なんですと言っていました。民間の保育士の方からそういう心配があります。行政はこういう問題に答えて、公立保育所を維持し、民間に協力して、待機児童が本当の意味でゼロになるように努力をお願いします。

(のびのび安心子育て課長)

待機児童ゼロの部分について、お答えをいたします。委員の仰るとおり、待機児童の計算の仕方につきましては、厚生労働省の基準に基づくものでございます。お話の中でございました、希望しても入所できなかった方が、千人を越すようなところまで出ているということは所管としても把握しているところでございます。また、先ほどお話の中で、さいたま市に転入してくる若い世代の方が日本一ということを発表しているところでございますので、ひとつの待機児童ゼロということで

指針を厚生労働省の基準に基づいては出ているところでございますけれども、このように数字だけをもってして楽観視することなく、今後も引き続き、子育て世代の様々なニーズに応えられるような保育の受け皿の確保に進めながら、安心して子育てができる環境を整えていきたいと思っております。

(依田委員)

5番目の課題は、国保税と介護保険料と高齢者医療の値上げについてです。2,900円国保税が平均で上がっており、後期高齢者の医療費、保険料が大幅に引き上げられました。もし来年2023年から3年間で介護保険料がまた引き上げられる、あるいはサービス基本料が引き上げられるとなった場合には、特に低所得者層にとっては大きな打撃となります。さいたま市の介護保険のリーフレットでは38ページに第1段階から第12段階まで段階を経て保険料は定められております。これは一見収入に応じた保険料というふうに見えますけれどもそうではありません。所得が低い者から高い者になるほど所得に対する保険料の負担は廉価になる、極めて低くなるということです。これは介護保険料に限ったことではないですけれども。

(介護保険課長)

介護保険料のご説明をさせていただきます。介護保険の算定にあたっては所得段階が1から12段階までございますが、所得の低い方、第1段階から第3段階に該当する方には公費の投入ですとか、計画の時に保険の算費にあたっては介護給付資金を活用するですとか、所得の低い方に負担を配慮しつつ保険料の設定に努めているところです。また、高齢者所得の負担割合のお話もございましたが、前回の計画の時に高所得者の負担割合を見直すときにも基準額の上昇を抑制するような形でやらせていただきました。今後も高齢者の増加がございます。介護保険の給付費も急に伸びております。この制度を持続させていくためにも負担割合や保険料の設定には、なるべくいまお話にあったようなことも踏まえて配慮しながら努めていきたいと思っております。

(田中委員)

2ページのNo.4「福祉まるごと相談窓口の全区設置」、16ページのNo.14「子ども家庭総合支援拠点事業」について、質問とお願いをいたします。

この件につきましては、市報さいたまの5月号の市長の「絆をつなぐ」欄で紹介をされており、4月に設置した子ども家庭総合支援拠点、6月には福祉まるごと相談窓口ということで、誰一人取り残さない二つの窓口を設置しますと、市長が発言しております。これに対して、4月号あるいは5月号の市報では、福祉部からの内容についての説明が、記事の中に一切ございません。これは、我々市民に対して市長が呼びかけているものに対するフォローができていない。今日この審議会では報告の中で、2ページのNo.4「福祉まるごと相談窓口の全区設置」ということで紹介をされております。内容的にはどういうことをやるかということは、私には想像はできますけれども、いいことはいいことで非常に新しい企画でもっていいのではないかと思います。あるいは16ページのNo.14「子ども家庭総合支援拠点事業」も同じように解釈できると思います。市長は市民に対してこのような窓口を各10区に開設するとコメントしているにもかかわらず、説明もございません。あるいはどのよう

なことを想定しているのかということで予算をみますと、福祉まると相談窓口の全区設置については、今年度の予算は730万円、子ども家庭総合支援拠点事業は105万円、そうすると市長が呼びかけているほどのものではないように思えるのですが、これはどういう内容なのか、あるいはこの間説明に来ていただいた担当の方ですと、福祉まると相談窓口のPRを8月に出すというようなことを予定していると仰っていました。6月から全区に開設するのに、8月にPRするというのは非常におかしいのではないかと思います。その辺についてお伺いします。

それから予算のことを申し上げますと、いままで福祉まると相談窓口は4区で試験的にやっていたところが、10区になるにもかかわらず予算が前年度より低い。担当の相談支援員が当然張り付くわけですね。あるいは生活支援で行っております、くらし応援室という良い組織がございますが、これも福祉と理解しているのです。ですから福祉の総合窓口というのは非常に良いことだと思いますし、あまりあちらこちらに増やして、ただアンテナショップというようなことじゃなくなると思います。その辺についての見解を教えてくださいましたらありがたいです。

(生活福祉課長)

福祉まると相談窓口につきまして、また子ども家庭総合支援拠点事業も一部あわせて回答いたします。福祉まると相談窓口につきましては、本年6月から市内10区役所全てに設置されますことから、時期を併せまして、市報6月号において、子ども家庭総合支援拠点と共に二つの相談窓口として、大きく記事を取り上げさせていただいて、市民の皆さんへ詳しく周知を図る予定でございます。

また、市長コラム欄の「絆をつなぐ」は市報5月号で掲載されたのですが、こちらは先ほど市長もご挨拶いたしましたように、市長から「幾度でも十分に市民周知を図りたい」との思いがあり、市報5月号の方でご紹介させていただきました。結果として掲載のタイミングが異なることとなってしまいました。今後もこちらの両窓口については様々な方法で周知を図ってまいりたいと考えております。

もう一点、予算の関係でございます。福祉まると相談窓口の当事業の予算につきましては、生活困窮者の自立相談支援機関である生活自立・仕事相談センターというところと統合して、今年度事業を実施しておりますが、令和4年度の予算の積算方法が相談支援員の人件費分が今年度から担当の所管課から職員課の方で人件費分が移管されたため、一見して減額したように見えてしまっておりますが、実際には、相談支援員の人件費分予算を含めると、当事業の予算額合計は、1億302万4千円と大幅な増額となっております。担当課といたしましては、市民の皆さんに身近な相談窓口でありますので、大変重要な事業であると認識しております。今後もしっかりと予算確保を続けてまいりたいと考えております。

(田中委員)

ありがとうございます。だいたい理解していただいていると思います。6月号を真剣によく見てみたいと思います。

(3)その他

特に意見はなし。

5 報告

(1) さいたま市第3期保健福祉総合計画（地域福祉計画）骨子について [福祉総務課]

6 閉会

保福福第1258号

令和4年6月24日

さいたま市社会福祉審議会委員 各位

さいたま市社会福祉審議会事務局

令和4年度さいたま市社会福祉審議会における質問事項について（回答）

平素より、さいたま市保健福祉行政につきましては、多大なるご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年5月23日開催のさいたま市社会福祉審議会にてご質問のありました、「保健所の機能充実」について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

本市の保健所の人員につきましては、常勤保健師数は、令和4年4月現在50人に増員しており、令和2年4月と比較すると1.5倍弱となっております。また、本市では、保健センターの職員は、保健所の職員の身分を併せて有しているなど、円滑な協力体制をとっております。なお、必要な人員要望については、感染症対策に限らず、毎年度の見直しの中で、対応してまいります。

本市では、第5波の経験から、急激に増加する新規感染者に速やかに対応できるよう、全庁的な応援体制の構築を進めてまいりました。しかしながら、想定をはるかに上回るペースでの感染急拡大により、新規感染者への初回連絡に遅れが生じました。こうしたことから、保健所業務のひっ迫を防ぎつつ、自宅療養者に必要な支援を確実に実施するため、人材派遣の導入等を行うことで保健所体制を強化するべく、現在、契約に向けて準備を進めております。

保健所の数につきましては、本市では、健康危機管理の拠点として、保健所が広域的な視点で感染症の動向などを把握し、緊急的な課題に対しても、集約された人材のもと、迅速かつ的確な対応が可能となるよう、1か所の設置としております。

今後も、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んでまいります。

#### <担当>

さいたま市 保健福祉局 福祉部

福祉総務課 計画・法人指導係 阿部

電話 048 (829) 1254

FAX 048 (829) 1961

E-mail fukushi-somu@city.saitama.lg.jp